

如心の里 ひびき野 宿泊約款

(適用)

- 第1条 如心の里 ひびき野の宿泊施設（以下「当旅館」といいます。）を利用するお客様（以下「お客様」といいます。）と当旅館との間で締結する宿泊契約（以下「宿泊契約」といいます。）は、この如心の里 ひびき野 宿泊約款（館内利用規則，ロビーフロア利用規則，大浴場利用規則，預り品取扱規則その他の付随規則（以下「利用規則等」といいます。）を含みます。以下「本約款」又は「宿泊約款」といいます。）の定めるところによるものとします。
- 2 宿泊契約に関して、当旅館がお客様に提示するご利用案内及び諸注意事項等（如心の里 ひびき野 公式サイト（<https://www.j-hibikino.com/>）。以下「当旅館公式サイト」といいます。）上のご利用案内等を含みます。以下「ご利用案内等」といいます。）が存在する場合には、当該ご利用案内等は、本約款の一部を構成するものとします。
- 3 当旅館公式サイト上で提供するサービスをご利用の際は、本約款及び利用規則等（ご利用案内等を含みます。以下、本約款及び利用規則等を「本約款等」といいます。）のほか、ひびき野グループ（如心の里 ひびき野を運営する株式会社ひびき野（以下「株式会社ひびき野」といいます。）及び株式会社ひびき野の関連会社を含むグループ企業の総称をいいます。以下同じです。）が定める利用規約等（以下「利用規約等」といいます。）が適用されるものとします。この場合において、そのご利用に当たっては、本約款等及び利用規約等に従うものとします。
- 4 お客様の個人情報は、ひびき野グループが定める個人情報保護方針に基づき取扱います。
- 5 本約款等に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 6 お客様と当旅館とが宿泊契約を締結する場合又はお客様が宿泊中において、書面，電磁的記録その他の契約内容が明らかとなるものによって法令及び前項の慣習に反しない範囲で特約が成立するときは、この条の規定にかかわらず、当該特約が優先されるものとします。
- 7 当旅館公式サイトで宿泊予約できる他の宿泊施設は、当該宿泊施設が定める宿泊に関する約款及び個人情報保護方針等に基づき、自らの責任において宿泊等のサービスを提供しています。この場合において、その宿泊契約は、お客様と当該宿泊施設の間で直接に成立するものであって、当旅館は、当該宿泊契約及びこれに付帯する宿泊等のサービスに関し何らの責任も負いません。
- 8 利用規則等に使用される用語は、本約款において定義する用語及び省略用語と同一とします。
- 9 本約款は、日帰り客室利用（日帰り客室利用とは、宿泊を伴わない昼食及び客室（食事会場等を含む。以下同じ。））の利用，宿泊を伴わない夕食及び客室の

利用，客室の利用を伴わない昼食又は夕食の利用等をいいます。以下同じです。)及びLUONTO(ルオント)をご利用のお客様に対しても適用します。

(宿泊契約の申込み)

第2条 お客様が当旅館に宿泊契約の申込みをする場合は，次の各号に定める事項を当旅館に申し出ていただきます。

- 一 お客様(同伴者を含みます。)の氏名，住所，電話番号，性別，年齢及び生年月日等
- 二 宿泊日及び到着予定時刻等
- 三 お客様が承知されている宿泊料金(原則として宿泊料金表による。)
- 四 宿泊しようとする者が未成年者(18歳未満をいう。以下同じ。)に限る場合は，未成年者の宿泊に対する当該未成年者の法定代理人(父母等の親権者や未成年後見人をいいます。以下「親権者」といいます。)の同意書

2 宿泊客(宿泊契約が成立したお客様をいいます。以下同じです。)が，宿泊中に前項第二号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合は，当旅館は，その申し出がなされた時点で，新たな宿泊契約の申込みがあったものとみなして取り扱います。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は，当旅館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとし，ただし，当旅館が承諾をしなかったことを証明した場合又は宿泊契約成立後であっても本約款等に基づき宿泊契約の締結を拒否し又は解除した場合は，この限りではありません。

- 2 前項の規定によって宿泊契約が成立したときは，宿泊期間の基本料金を限度として，当旅館が定める申込金を，当旅館が指定する日までに，お支払いいただくことがあります。
- 3 申込金は，宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し，第6条の規定を適用する事態が生じたときは，違約金に充当し，残額があれば第13条の規定による宿泊料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定によって当旅館が指定した日までにお支払いいただけない場合であって，かつ申込金の支払い期日を指定するに当たって当旅館がその旨を宿泊客に告知した場合は，宿泊契約は，その日の終了をもって，その効力を失うものとします。
- 5 宿泊しようとする者が未成年者の場合は，前条の申込みをした時又は親権者による当旅館所定の同意書を提出した場合に限り，その宿泊契約の申込みを承諾するものとします。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず，当旅館は，宿泊契約の成立後，同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たって、当旅館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとみなして取扱います。

(宿泊契約締結の拒絶)

第5条 当旅館は、お客様が次の各号に掲げる事項に該当した場合は、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 一 満室によって客室の余裕がないとき。
- 二 法令、国が定める指針その他都道府県が条例で定める事由があるとき。
- 三 第8条第1項に基づく申込事項の登録に応じないとき。
- 四 第8条第1項に基づく登録内容に虚偽記載があり、又はその恐れが認められるとき。
- 五 伝染病罹患患者であると明らかに認められ、又はその恐れがあると認められるとき。
- 六 天災地変、施設の故障その他のやむを得ない事由によって宿泊させることができないと認められるとき。
- 七 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為又はその恐れがあると認められるとき。
- 八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく指定暴力団、指定暴力団員、指定暴力団の関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であるとき。
- 九 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体並びにその構成員であるとき。
- 十 法人であって、その役員に反社会的勢力に該当する者がいるとき。
- 十一 反社会的勢力の勢力誇示又はそれらを援助若しくは助長する行為が認められるとき。
- 十二 当旅館若しくは当旅館のスタッフ（当旅館のスタッフとは、当旅館の役員及び従業員、派遣従業員及び当旅館の協力事業所所属従業員等をいいます。以下同じです。）に対し、暴力、脅迫若しくは恐喝等の威圧的な不当要求を行なったとき、又は過去に同様の行為を行ったと認められるとき若しくはその恐れがあると認められるとき。
- 十三 泥酔しているとき、他のお客様又は第三者に迷惑を及ぼす言動をしたとき又はその恐れがあると認められるとき。
- 十四 宿泊しようとする者が未成年者に限る場合であって、親権者による当旅館所定の同意書の提出がないとき。
- 十五 書籍、新聞その他の宿泊施設内の備品の毀損、撤去若しくは持出し、社会通念上において許容される範囲を超えた要求、又はスタッフへの誹謗、中傷、威嚇若しくは炎上等を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等によって、当旅館の運営を妨害し、当旅館の風紀若しくは秩序等を阻害し、当旅館若しくはひびき野グループの信用及びブランド等を毀損し、その他の当旅館の平穩を害

する等の行為をし、又はその恐れがあると認められるとき（過去に同様の行為をしたと認められる場合を含みます。）。

十六 本約款等又は利用規約等に違反したとき。

十七 前各号に定めるもののほか、当旅館が不適切であると判断したとき。

（宿泊客の契約解除権）

第6条 宿泊客は、当旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当旅館は、宿泊客が事前に連絡することなく、当該宿泊客の指定した到着予定時刻又は宿泊日当日の午後10時のいずれか早い時刻から2時間を経過した時刻（午後10時を経過する到着予定時刻を事前に明示し又は遅延指定した場合は、当該到着予定時刻とします。ただし、午前0時を限度とします。）になっても宿泊客が当旅館に到着しないときは、その宿泊契約が当該宿泊客によって解除されたものとみなし処理することができます。この場合において、日帰り客室利用及びLUONTO（ルオント）の利用については、その利用者が指定した到着予定時刻又は当旅館公式サイト上で定める利用開始可能時刻のいずれか遅い時刻から1時間経過した時刻になっても当該利用者が当旅館に到着しないときは、当該利用に関する契約が当該利用者によって解除されたものとみなし処理することができるものとします。

3 当旅館は、前二項によって宿泊契約の全部又は一部が解除された場合（第3条第2項の規定によって当旅館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払い以前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表1の定めに基づき、違約金を申し受けます。

4 前各項の定めは、当旅館から宿泊客に対する、違約金の額を超える損害に対する賠償請求を妨げるものではありません。

（当旅館の契約解除権）

第7条 当旅館は、宿泊客が次の各号に掲げる事項に該当した場合は、宿泊契約を解除することがあります。

一 第5条各号（ただし、第一号を除きます。）のいずれかに該当したとき。

二 第8条第1項に基づく申込事項の登録に応じないとき。

三 第10条の利用規則等に従わないとき。

四 第11条の禁止事項を行なったとき。

五 第13条第2項に基づく宿泊料金等の支払いを履行しないとき（第3条第2項の申込金の支払いを求められた場合の不履行を含みます。）。

六 宿泊申込より多くの人数が宿泊し、又はしようとしたとき。

七 禁煙客室での喫煙又は喫煙客室での寝タバコ、消防用設備等の毀損その他の防火防災上危険な行為をしたとき。

八 当旅館の支配人及びスタッフの指示に従わないとき。

2 前項の定めは、当旅館から宿泊客に対する損害賠償及び違約金の請求を妨げるものではありません。

(宿泊の登録)

第8条 お客様は、宿泊日当日に、当旅館の宿泊手続き受付施設（以下「フロント」といいます。）において、第2条に基づく申込事項を登録していただきます。

- 2 宿泊客が、第13条に定める宿泊料金の支払いを宿泊券、クレジットカードその他通貨等に代わりうる方法によって履行しようとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
- 3 当旅館のご利用に当たっては、本約款等及び利用規約等に定めるもののほか、公的な身分証明書等の呈示によってご本人確認をさせていただく場合があります。
- 4 日本国内に住所又は居所を有しない外国人宿泊者の場合は、その氏名、住所及び職業等に加えて、パスポートの呈示及びそのコピーを求めるものとします。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客（日帰り客室利用及びLUONTO（ルオント）の利用を除きます。）が当旅館の客室を使用できる時間は、原則として、宿泊当日の午後3時からその翌日の午前10時までとします。この場合において、連続して宿泊するときは、到着日及び出発日を除き、その終日において客室を使用することができるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当旅館は、客室の使用に余裕があるなど業務の支障がないと認められる場合においては、当旅館の判断によって、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合においては、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- 一 午後2時以前
1時間ごとの追加利用料金
- 二 午後2時以降
客室料金1泊分の利用料金

3 第1項に定める午前10時の客室利用時間終了時刻を超えての利用については、午前11時を限度として、その利用延長を申し出ることができるものとします。この場合（申し出なく利用延長をした場合及び利用延長の限度時間を超えて客室を利用した場合を含みます。）においては、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- 一 一般客室（10畳客室、二間続き客室、輝客室、和Modern客室及びツインベット客室）

金2200円（1時間単位。以下この項において同じ。）

- 二 愉楽スイート客室、湯休庵かぎろい客室及び湯禅庵くんとく客室
金3300円

- 三 離れ客室
金5500円

4 前3項の規定にかかわらず、日帰り客室利用において当旅館の客室を使用できる時間及びL U O N T O（ルオント）の利用時間等については、当旅館公式サイト上で定める時間に限るものとします。

(利用規則等の遵守)

第10条 当旅館では、本約款等に定める駐車場の利用等に係る規定及び寄託物等の取り扱いに係る規定のほか、利用規則等を定めています。

2 お客様は、当旅館及びその付帯関連施設を利用するときは利用規則等を遵守するものとし、駐車場及び寄託の利用に関しては、本約款等に従うものとします。

(禁止行為)

第11条 お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしてはならないものとします。

- 一 当旅館の利用に当たって、虚偽の情報を登録又は提供する行為
- 二 クレジットカード等の決済手段を不正利用して、当旅館及び当旅館の付帯設備等を利用する行為
- 三 第三者の個人情報を不正に取得し、又は不正に使用する行為
- 四 目的の如何にかかわらず、転売等の営利を目的として当旅館を利用する行為
- 五 大量に宿泊予約をしてキャンセルをする行為又はそれに類する行為
- 六 正当な理由なく、宿泊予約とその取消しを繰り返す行為又はそれに類似する行為
- 七 当旅館又はひびき野グループになりすます行為又はその誤認を招く行為
- 八 不正に当旅館のシステムその他コンピュータ等にアクセスする行為又はそれに類する行為
- 九 有害なコンピュータプログラム等を送信し若しくは書き込む行為、又はそれに類する行為
- 十 書籍、新聞その他の宿泊施設内の備品の毀損、撤去若しくは持出し、社会通念上において許容される範囲を超えた要求、又はスタッフへの誹謗、中傷、威嚇若しくは炎上等を目的としたSNSへの投稿等の嫌がらせ等によって、当旅館の運営を妨害する行為、当旅館の風紀若しくは秩序等を阻害する行為、当旅館若しくはひびき野グループの信用及びブランド等を毀損する行為、その他の当旅館の平穩を害する等の行為、又はそれに類する行為。
- 十一 当旅館若しくはスタッフに対する暴力、脅迫、恐喝その他の威圧的な言動又は不当な要求に関する行為
- 十二 他のお客様及び第三者、当旅館若しくはひびき野グループに迷惑、損害若しくは不利益を与える行為、又はその恐れがある行為
- 十三 他のお客様及び第三者、当旅館若しくはひびき野グループの著作権、商標権その他の知的財産権、プライバシー権、人格権その他の権利を侵害する行為、又はその恐れがある行為

十四 公序良俗に反する行為，犯罪行為若しくは法令に違反する行為，又はその恐れがある行為

十五 反社会的勢力の誇示，又はそれらを援助若しくは助長する行為

十六 本約款等又は利用規約等に違反する行為

十七 前各号に定めるもののほか，当旅館が不適切であると判断する行為

2 前項各号に定める行為によって当旅館に損害が生じた場合は，当旅館は，お客様に対し，その損害の賠償を求めることができます。

3 禁煙客室での喫煙行為（電子タバコも含みます。以下この条において「禁止喫煙行為」といいます。）があった場合には，第7条第1項第七号を理由とする契約解除権行使の有無にかかわらず，当該禁煙客室の消臭作業費損害，清掃作業費損害その他の損害に対する違約金として，次表に定める違約金を申し受けます。

	離れ露天風呂付き客室 半露天風呂付き客室	左の客室を除くすべての客室
違約金の額	金5万円	金3万円

4 前項に定めるもののほか，禁止喫煙行為によって客室の利用が困難となった場合（当該客室に係る他の予約の履行を不能とする場合に限ります。）は，前項に定める違約金に加算して，当該禁止喫煙行為をした宿泊客が支払い義務を負う当該客室に係る一泊当たりの宿泊料金に相当する額に当該予約に係る人数及び予約日数を乗じた額に相当する違約金を申し受けます。

（営業時間）

第12条 当旅館に付帯関連する施設等の営業時間は，当旅館公式サイト，パンフレット，フロント又は客室内の掲示等でご案内いたします。

2 前項の営業時間は，業務の都合上やむを得ない場合には，臨時に変更することがあります。この場合においては，適切な手段によってご案内します。

（宿泊料金等の支払い）

第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳等は，当旅館が定める基本料金表によります。この場合において，日帰り客室利用及びLUONTO（ルオント）の利用については，当旅館公式サイト上で定める料金とします。

2 前項の宿泊料金等の支払いは，通貨（原則として，日本国の法定通貨である日本円に限るものとします。），当旅館が認めた宿泊券，クレジットカード又はこれに代わりうる方法によって，宿泊客が到着されたとき，宿泊期間延長のお申込みがあったとき又は当旅館が請求したときに，フロントにおいて履行していただきます。

3 前項に定める方法によって宿泊料金等の精算が履行されない場合は，宿泊登録，宿泊に伴うサービスの提供及び宿泊期間延長のお申込み等は受付できません。

- 4 当旅館が宿泊客に客室を提供し、かつ使用が可能になった後において、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金については、その全額を申し受けま
す。
- 5 朝食、昼食若しくは夕食付き宿泊プラン又は付帯サービスのある宿泊プランの
であって、宿泊客がそのサービスの全部又は一部を利用しなかった場合におい
ても、その金額を申し受けるものとします。この場合において、既にその料金を受
領しているときは、当旅館は、その返還請求の一切に応じないものとします。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当旅館は、宿泊客に対して宿泊契約で定める客室を提供できないとき
は、宿泊客の承諾を得て、可能な限り同等の宿泊施設を提供するものとします。
この場合において、当該宿泊客が異議をとなえず提供された宿泊施設に宿泊した
ときは、当旅館は、当該宿泊契約を有効に履行したものとみなして取り扱いま
す。
- 2 前項に定めるもののほか、当旅館の責めに帰すべき事由がない場合を除いて、
当旅館が他の宿泊施設を提供することができないときは、宿泊料金の返還に加え
て、違約金として、その必要とする宿泊に係る宿泊料に相当する金員を宿泊客に
対して支払います。この場合において、当該違約金を超える損害が宿泊客に生じ
たときは、当旅館が必要と認める範囲において、当該違約金を超えてその損害を
賠償することがあります。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 当旅館での滞在中においては、現金及び貴重品は、フロントにお預けに
なるか、自己の責任の下で厳重に管理してください。
- 2 当旅館は、宿泊客の責めによる現金及び貴重品の損失、損害又は窃盗等に関し
ては、その責任の一切を負いません。
 - 3 宿泊客がフロントにお預けになった現金及び貴重品に滅失又は毀損等の損害が
生じた場合は、不可抗力その他の当旅館の責めによらない場合を除き、当旅館
は、その損害を賠償します。この場合において、その現金又は貴重品の種類及び
価額の申告（現金においては、その金額の確認を含みます。）を当旅館が求めた
にもかかわらず、宿泊客がそれを拒絶したときは、当旅館は、その賠償の一切を
しません。
 - 4 美術品又は骨董品等の損壊しやすい品物の一切は、お預かりできません。
 - 5 この条に定めるもののほか、寄託物等の取扱いについては、預り品取扱規則の
定めに従うものとします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当旅館に到着した場合は、その到着
前に当旅館が承諾したときに限って当旅館の責任において保管し、宿泊客がフロ

ントにおいてチェックインする際にお渡しします。ただし、現金、貴重品、生もの及び壊れ物等については、この限りではありません。

- 2 事前に宿泊日及び宿泊者名の連絡がなく、宿泊予約が確認できない場合は、そのチェックイン前に到着した荷物の受け取りを拒否し、又は配送元に対する返送等の対応を行うものとします。
- 3 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられていた場合においては、その物に応じて一定期間（おおむねその拾得日から起算して5日間）において当旅館で保管し、その間に所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見した日から一定期間が経過した後に遺失物法（平成18年法律第73号。以下同じです。）の規定に基づいてお取り扱いさせていただきます。この場合において、飲食物、新聞、雑誌その他の廃棄が相当と判断されるもの、及び社会通念又は一般慣習に照らして当旅館が相当と判断したものであって、その処分についてチェックアウトの翌日までに宿泊客からご連絡がないときは、当旅館が任意に処分させていただきます。
- 4 当旅館は、置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従って適切な処理を行うため、その中身を任意に開封又は点検し、必要に応じて、遺失者への返還又は前項に従った処分を行うことができるものとします。この場合においては、宿泊客がこれに異議を述べること（その補償の請求をすることを含みます。）はできないものとします。
- 5 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられていた場合は、原則として遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。この場合において、その保管方法及び保管場所に関する当旅館の責任は、その故意又は過失について相当因果関係がある場合を除き、当旅館は、その責任の一切を負いません。

（室内貸金庫の利用）

第17条 当旅館は、宿泊客が客室に備え付けられた金庫（以下「客室金庫」といいます。）に格納する物品（以下「格納物」といいます。）について、その管理及び保管に関しての注意義務を負うものではなく、格納物の滅失及び毀損等についての責任の一切を負いかねます。ただし、当旅館の故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- 2 客室金庫には、爆発物等の危険物、動物その他当旅館又は第三者に損害を及ぼす恐れのある物を格納することはできません。
- 3 客室金庫の利用期間は、宿泊客のチェックイン時からチェックアウト時までとします。
- 4 当旅館は、客室金庫の利用期間外に格納物が残置されている場合には、開庫の上、前条の規定に準じて保管及び届出等を行います。この場合において、その保管に係る当旅館の責任は、第15条の規定に準ずるものとします。
- 5 当旅館は、法令の定め若しくは司法機関の命令によって貸金庫の開庫を求められたとき、格納品が当旅館若しくは第三者に損害を及ぼすおそれがあると認めら

れるとき、又は開庫の必要性及び緊急性が認められる場合には、貸金庫の利用期間内であっても、貸金庫の開庫その他の当旅館が必要と認める必要な措置をとることができるものとします。この場合において、これによって生じた損害については、当旅館は、その責任の一切を負いかねます。

(駐車場及び送迎車両の利用に関する責任)

第18条 宿泊客その他の当旅館を利用するお客様が当旅館の駐車場をご利用になる場合は、車両キーに係る寄託の有無にかかわらず、当旅館は、その車両の管理責任その他の責任を負いません。ただし、駐車場の管理に当たって当旅館に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。

2 宿泊客その他の当旅館を利用するお客様が当旅館の送迎車両をご利用になる場合であって、万が一、交通事故その他の事故等が生じてお客様に損害が生じたときは、当旅館は、当旅館が加入する損害賠償保険が適用される範囲に限り、その責任を負うものとします。ただし、当該事故等に関して当旅館に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。

(お客様の責任)

第19条 お客様が本約款等に違反したことによって当旅館が損害（施設の修繕費用に係る損失及び宿泊契約締結機会の逸失等を指しますが、これらに限られないものとします。）を被った場合は、当該お客様は、当旅館に対し、その損害を賠償する責任を負うものとします。

(当旅館の責任及び免責事項)

第20条 当旅館は、宿泊契約の履行に当たり、当旅館の責めによってお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

2 当旅館は、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入します。

3 当旅館は、本約款等又は利用規約等に定める免責事項に該当した場合には、その法的責任を免責されるものとします。

(警察等への通報)

第21条 お客様による本約款等又は利用規約等の違反によって、他のお客様、又は当旅館の権利、財産若しくはサービス等を保護する必要性が生じた場合は、当旅館は、直ちに警察その他の関係機関に対して通報する等の必要な措置を講じます。

(本約款等の変更)

第22条 本約款等の内容は、予告なく変更する場合があります。

2 本約款等に係る最新の情報は、当旅館公式サイト上にて公表いたします。

3 変更された本約款等の内容について、その変更後にお客様が当旅館を利用した場合には、当該お客様は、その変更された本約款等に同意したものとみなして取り扱います。

4 前項の規定にかかわらず、本約款等の変更前に成立した宿泊契約については、その変更前の約款が適用されるものとします。

(部分無効)

第23条 本約款等又は利用規約等の一部が法令又は監督官庁によって無効と判断された場合であっても、本約款等及び利用規約等の規定は、その無効と判断された部分を除いて有効に存続し、かつ適用されるものとします。

2 本約款等又は利用規約等の一部が、いちお客様との関係で無効とされ又は取消しされた場合であっても、当該お客様を除く他のお客様との関係においては、本約款等及び利用規約等は有効なものとして適用します。

(準拠法)

第24条 本約款等（法的拘束力を有するものについては利用規約等を含みます。）の有効性、解釈及び履行については、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令によって解釈されるものとします。

(優先言語)

第25条 本約款等及び利用規約等は、日本語を正文とします。

2 お客様の参考のために提示された翻訳文がある場合であっても、日本語の正文に限ってその効力を有するものとし、翻訳文はいかなる効力も有しないものとします。

(誠実協議)

第26条 当旅館のご利用に関して、本約款等で解決ができない問題が生じた場合には、当旅館とお客様との間で双方が誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

(合意管轄裁判所)

第27条 前項の協議にもかかわらずお客様又は当旅館が訴訟を提起することによる紛争及び本約款等に関する紛争の一切は、群馬地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

第1条 この約款は、令和7年2月25日に制定し、同年3月12日から施行します。

第2条 この約款には、館内利用規則、ロビーフロア利用規則、大浴場利用規則、預り品取扱規則その他の規則が付随し、この約款とともに効力を有し、お客様に適用されます。

第3条 本約款は、当旅館が必要と認めたときは、事前の通知なく変更することができます。

注記：次ページの別表1（違約金関係）へ続きます。

別表1 違約金関係（第3条第3項及び第6条第3項関係）

一 通常期における違約金（日帰り客室利用及びLUONTO（ルオント）の利用を含みます。以下同じです。）

契約解除日	違約金の額（割合）			
	個人（14人まで）	団体（15人以上29人以下）	団体（30人以上99人以下）	団体（100人以上）
不泊	100%			
当日	該当する宿泊日に係る宿泊料金（以下「該当宿泊日料金」とします。）の100%			
前日	該当宿泊日料金の50%		該当宿泊日料金の80%	
2日前まで	該当宿泊日料金の30%		該当宿泊日料金の50%	
3日前まで	該当宿泊日料金の30%			該当宿泊日料金の50%
4日前から5日前まで	該当宿泊日料金の30%			該当宿泊日料金の40%
6日前から7日前まで	該当宿泊日料金の20%		該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の40%
8日前から14日前まで	—		該当宿泊日料金の20%	該当宿泊日料金の30%
15日前から30日前まで	—		該当宿泊日料金の10%	該当宿泊日料金の20%

注1) 宿泊予約日数が2日以上の場合は、宿泊日ごとに、上記の表に基づき違約金を収受します（次の二及び三において同じです。）。

注2) 契約解除日に係る通知期限は午後6時までとし、かつ、当該午後6時までに当旅館に到達した通知に限るものとします（次の二及び三において同じです。）。

注3) 個人（1人から14人まで）のお申込みであっても、宿泊予約の総日数が15日間を超えた場合は、団体客としてみなします（次の二及び三において同じです。）。

注4) 団体客の一部について宿泊予約の解除があった場合であって、次のすべてに該当する場合は、違約金は発生しないものとします。この場合において、次のすべてに該当しない場合は、宿泊予約の解除があった人数の割合に応じて、上記の表に基づく違約金を徴収します（次の二及び三において同じです。）。

ア 宿泊日の前日までの宿泊予約

イ 宿泊予約人数の10%以下に当たる人数（端数は切上げ）の解除

注5) 契約日数が短縮された場合は、短縮日数にかかわらず、その短縮によって宿泊しないこととなった日に係る宿泊料金に限り、違約金を収受します（次の二及び三において同じです。）。

二 特別プランにおける違約金（その1：コンパニオンプラン）

ア 予約人数29人以下

契約解除日	違約金の額（割合）		
	宿泊契約全部解除の場合	宿泊者の人数が減少する場合 (宿泊予約の解除があった人数の割合に応じます。)	コンパニオンの人数が減少する場合 (減少したコンパニオン人数の割合に応じます。)
不泊	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%
前日	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の70%
2日前まで	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の70%
3日前から7日前まで	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の50%
8日前まで	—	—	—

イ 予約人数30人以上99人以下

契約解除日	違約金の額（割合）		
	宿泊契約全部解除の場合	宿泊者の人数が減少する場合 (宿泊予約の解除があった人数の割合に応じます。)	コンパニオンの人数が減少する場合 (減少したコンパニオン人数の割合に応じます。)
不泊	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%
前日	該当宿泊日料金の80%	該当宿泊日料金の80%	該当宿泊日料金の80%
2日前まで	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の70%
3日前から7日前まで	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の50%
8日前まで	該当宿泊日料金の20%	該当宿泊日料金の20%	該当宿泊日料金の20%

ウ 予約人数100人以上

契約解除日	違約金の額（割合）		
	宿泊契約全部解除の場合	宿泊者の人数が減少する場合 (宿泊予約の解除があった人数の割合に応じます。)	コンパニオンの人数が減少する場合 (減少したコンパニオン人数の割合に応じます。)
不泊	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%
前日	該当宿泊日料金の80%	該当宿泊日料金の80%	該当宿泊日料金の80%
2日前まで	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の70%	該当宿泊日料金の70%
3日前から7日前まで	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の50%	該当宿泊日料金の50%
8日前まで	該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の30%	該当宿泊日料金の30%

三 特別プランにおける違約金（その2：コンパニオンプランを除く特別プラン）

当旅館の近隣地域において大規模な催事（花火大会，コンサート，スポーツ大会，博覧会その他の各種イベント等）が開催される期間中及びその前後の期間中の宿泊を対象とした宿泊プランに係る違約金，又は宿泊プラン自体に特典の付与及び割引等の特約事項を設けた宿泊プランに係る違約金

ア 提携する他の事業者又は当旅館において特別プランをお申し込みいただいた場合は，前記一に関わらず，そのプランのお申し込み時にご確認いただいたキャンセルポリシーに従って計算した金額を，その違約金として収受します。

イ 契約日数が短縮された場合は，短縮日数に関わらず，その短縮によって宿泊しないこととなった最初の日の分の宿泊料金に限り，違約金を収受します。

ウ 特別プランにおける違約金を適用する催事及び期間を指定する場合は，当該期間を当旅館公式サイト及び提携する他の事業者が運営するホームページ又は宿泊プラン内容等において掲出するものとします。

注記：次ページの館内利用規則（宿泊約款第10条関係）へ続きます。

館内利用規則（宿泊約款第10条関係）

お客様の安全及び当旅館の公共性を維持するため、当旅館をご利用のお客様は、次の事項をお守りいただくようお願い申し上げます。

第1節 禁止事項

第1条 喫煙室であっても、寝タバコのほか、ベッドの中など火災の発生しやすい場所では喫煙をなさらないでください。

第2条 当旅館内では、備付け又は貸出品以外の火気及びアイロン等は、ご使用にならないでください。

第3条 当旅館の書面又は電磁的記録による承諾なく、当旅館内に次の各号に掲げる物品等をお持ち込みにならないでください。

- 一 動物（小動物を含みます。）、植物その他のペット類全般
- 二 著しく悪臭を発する物品等
- 三 著しく多量又は大型の物品等
- 四 引火又は発火しやすい物品、爆発性の物品、油類その他の危険性のある物品等
- 五 銃器類、刀剣類その他の法令によって所持又は持込み等が禁止されている物品等
- 六 前各号に掲げるもののほか、他のお客様の安全並びに当旅館の公共性及び秩序等を脅かすものと認められる物品等

第4条 当旅館では、大浴場のご利用時の場合のほか、浴衣又はスリッパ等そのまま廊下、ロビーフロア又はレストラン等の公共スペースをご利用いただけます。ただし、著しい服装の乱れなど他のお客様にご迷惑となる着用方法での利用はなされないでください。

第5条 他のお客様にご迷惑を及ぼすような騒音の発生又は喧騒な行為等はなさらないでください。

第6条 宿泊者名簿に記載のない外来のお客様とのご面談には、ロビーフロアのみをご利用されるよう願います（当旅館内レストラン及び客室でのご面談はお断りいたします。）。

第7条 賭博その他の当旅館の風紀及び秩序等を乱すような行為はなさらないでください。

第8条 当旅館内の諸設備、新聞、書籍及び備品等を、当旅館に相談なく本来の目的以外の用途にご使用にならないでください。

第9条 当旅館内の諸設備、新聞、書籍及び備品等を、当旅館に相談なく他の場所へ移動させるなどの現状変更はなさらないでください。

第10条 当旅館の許可なく、広告物の配布、掲示又は物品の販売等をなさらないでください。

第11条 当旅館が提携している場合を除き、当旅館外から出前等の飲食物のご注文はなさないでください。

第12条 その他、宿泊約款の定めに違反する行為をしないでください。

第2節 注意事項

第13条 前12条の禁止事項について、支配人又はスタッフの制止その他勧告等にもかかわらずお守りいただけない場合は、宿泊の継続をお断りすることがあります。

第14条 未成年者が保護を必要とする状況にあると認められるときは、親権者の同意書が提示された場合であっても、宿泊をお断りすることがあります。

第15条 ご予定宿泊日数を変更される場合は、お早めにスタッフにご連絡ください。

第16条 長期ご滞在の場合は、1週間毎の宿泊料金を前払いでご請求を申し上げます。この場合において、実際の宿泊料金がお預り金を超過する場合には、その時点で追加金を申し受けます。

第17条 クローク等でお預かり品の保管期限は、宿泊約款の定めによります。

第18条 不可抗力以外の事由によって、建造物、備品その他当旅館内の物品等を損傷、紛失又は汚染等された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。

第19条 この規則は、当旅館が必要と認めたときは、事前の通知なく変更することがございます。

第20条 この規則に定めのない事項につきましては、宿泊約款に準じます。

第21条 この規則に定める内容と宿泊約款に定める内容とが矛盾抵触するときは、宿泊約款の定めを優先して適用します。

第22条 この規則又は本約款等に定めのない事項につきましては、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

附 則

第1条 この規則は、令和7年2月25日に制定し、同年3月12日から施行します。

注記：次ページのロビーフロア利用規則（宿泊約款第10条関係）へ続きます。

ロビーフロア利用規則（宿泊約款第10条関係）

当旅館のロビー及びロビーフロア（ロビーとは、当旅館の出入口内部にある公共空間（チェックイン及びチェックアウトの手続き施設付近，エレベーターホール付近，及びお土産物販売施設付近等）をいい，ロビーフロアとは，当旅館のロビー内のソファ，椅子及び机等が設置される休憩スペースフロアをいいます。以下「ロビーフロア」といいます。）を快適かつ安全にご利用いただくため，お客様には，次の事項をお守りいただくようお願い申し上げます。

第1節 ご利用者

第1条 ロビーフロアは，ご宿泊，日帰り客室利用，日帰り大浴場利用，飲食提供施設，お土産物販売施設その他の如心の里 ひびき野の利用を伴うお客様並びにその同伴者様に限り，ご利用いただけます。

第2条 ロビーフロアは，スタッフが巡回点検を実施しております。その際，お部屋番号やお名前などをご確認させていただく場合がございます。

第3条 次の各号に該当するお客様の入場は，固くお断りいたします。

- 一 暴力団，暴力団員，暴力団準構成員，総会屋，社会運動等標榜ゴロ，特殊知能暴力集団その他これに準じる反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力等」といいます。）又は反社会的勢力等と密接な関わりを有するお客様（資金その他の便益提供行為をする者を含みます。）及びこれに準ずる者であるとスタッフが判断したお客様
- 二 危険物（グラス，瓶その他のガラス類，金属，刃物，包丁その他の刀剣類，バーナー，爆発物その他の火気類）を持ち込もうとするお客様
- 三 感染症に罹患しているお客様，又はその疑いがあるとスタッフが判断したお客様
- 四 犬，猫，小動物その他のペットを連れ込もうとするお客様
- 五 日帰り客室利用をご利用の場合において，利用申込書にご記入いただけないお客様
- 六 本約款等又は利用規約等に基づきお申込みいただいた内容に虚偽の事項が含まれているお客様
- 七 過去に本約款等への違反があったことによって，ひびき野グループから会員登録の取消又は利用制限等の処分を受けているお客様
- 八 本約款等に違反し，又は違反する恐れのあるお客様
- 九 前各号に定めるもののほか，前各号に準ずる者としてスタッフが不適當であると判断したお客様

第4条 小学生以下のお子様は，親権者同伴の場合に限り，ロビーフロアをご利用いただけます。

第2節 ご利用マナー

第5条 ロビーフロア内では、席の場所取り又は長時間のご利用等の他のお客様へのご迷惑となるようなご利用は、ご遠慮ください。

第6条 ロビーフロア内に長時間にわたって放置されている荷物は、他のお客様の安全確保等のため、スタッフが回収させていただく場合がございます。

第7条 ロビーフロア内では、大声を出したり、騒いだり、その他騒音を出したり等の迷惑行為をしないでください。

第8条 ロビーフロア内で横になったり、又は仮眠をとったりする等の迷惑行為はおやめください。

第3節 安全衛生

第9条 火災事故発生防止及び受動喫煙被害防止のため、所定の喫煙場所を設置している場合を除き、電子タバコ含めて、ロビーフロア内は全面禁煙です。

第4節 禁止行為

第10条 ロビーフロアの利用にあたっては、次の各号に定める行為をしないでください。

- 一 無料施設のみを利用する行為（同伴者が有料施設を利用する場合を除きます。）
- 二 ロビーフロア内の安全及び快適性を阻害するような行為（過度な飲酒を含みます。）
- 三 他のお客様や近隣住民の方に不快感を与え、又は迷惑を及ぼす恐れのある行為
- 四 お客様ご自身又は他のお客様に危害を及ぼす恐れのある行為
- 五 施設及び備品等を破壊若しくは損傷し、又はその恐れのある行為
- 六 施設及び備品等の現状を無断で変更し、又はこれを通常の用途以外に使用する行為
- 七 所定の喫煙場所以外で喫煙する行為（電子タバコ含みます。）
- 八 大声での音声通話、音響機器その他の大きな音を発する電子機器を使用する行為
- 九 社会通念上において許容される目的を超えた、当旅館の許可がない館内の撮影、録画又は録音等に関する行為（WEBサイト及びSNS等で違法な写真、録画又は録音等をアップロードする場合を含みます。）
- 十 スタッフの指示に従わず、又はその業務の遂行を妨げる行為（長時間にわたってスタッフを拘束する行為を含みます。）
- 十一 ロビーフロア内で提供している飲食物及び備品等を、ロビーフロア外へ持ち出す行為
- 十二 お客様ご自身が当旅館の館外から持ち込まれた飲食物による、ロビーフロア内で飲食する行為

十三 ロビーフロア内の施設及び備品若しくはサービスを独占し、又はこれらを長時間にわたって利用する行為

十四 車両を運転してお帰りのお客様及び満20歳未満のお客様による飲酒に関する行為（年齢確認のため、学生証その他免許証等のご呈示を求める場合がございます。）

十五 前各号に定めるもののほか、公序良俗に反する行為又は社会通念上において問題があると認められる行為等、宿泊客その他のお客様に迷惑をかける行為

第5節 当旅館の責任

第11条 当旅館は、ロビーフロアの利用に関してお客様に何らかの損害が生じた場合であっても、当旅館の故意又は重大な過失による場合を除き、その一切の責任を負いません。

第12条 ロビーフロアを利用中の傷病、事故、盗難及び紛失等については、お客様ご自身において、十分にご注意ください。

第13条 ロビーフロアの建造物、設備及び備品等を破損又は紛失した場合は、その損害を賠償していただく場合がございます。

第14条 前条に基づきロビーフロアの全部又は一部の利用が不能となった場合は、その原状回復に係る損害のほか、当旅館が定める利用料金に基づいた逸失利益をご負担いただきます。

第6節 その他の注意事項

第15条 この規則に定める事項に係る違反行為及び他のお客様の迷惑になるとスタッフが判断した行為は、その指示に従い、速やかに中止してください。

第16条 この規則に定めのない事項であっても、スタッフの判断に基づき、ロビーフロアのご利用をお断りする場合があります。

第17条 前二条の指示に反する場合には、当旅館から退場していただく場合がございます。この場合においては、お支払いいただいた利用料金等の一切を返還いたしません。

第18条 スタッフの指示にもかかわらず当旅館から退場していただけない場合は、警察等の関係機関に通報することがございます。この場合においては、お支払いいただいた利用料金等の一切を返還いたしません。

第19条 ロビーフロアのご利用に起因する事故、お荷物の盗難又は紛失等、及びお客様間のトラブル等につきましては、当旅館では、その責任の一切を負いかねません。ただし、当旅館に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第20条 ロビーフロア内における設備又はシステムの不具合、故障その他の事由によってロビーフロアをご利用いただくことが困難であると判断したときは、ご利用を中止又は停止させていただきます。

第21条 お客様又は同伴者による、この規則の違反、故意若しくは過失によってロビーフロア内で生じた損害及び損失については、その損害等に相当する金額を

お支払いいただくものとします（ロビーフロア，設備及び備品に関する破損，汚損その他紛失等についての，購入費用，修理費用及び清掃費用等を含み，宿泊契約等に係る逸失利益を含みます。）。

第22条 違反行為又は疑わしい行為によってスタッフが退場を判断した場合において，そのお客様の荷物等が当旅館に留置されている場合には，当旅館の判断でその持ち物の確認又は身分証の確認等を行うことがあります。この場合において，当旅館が必要と判断したときは，警察等の関係機関に通報することがございます。

第23条 この規則は，当旅館が必要と認めたときは，事前の通知なく変更することがございます。

第24条 この規則に定めのない事項につきましては，宿泊約款に準じます。

第25条 この規則に定める内容と宿泊約款に定める内容とが矛盾抵触するときは，宿泊約款の定めを優先して適用します。

附 則

第1条 この規則は，令和7年2月25日に制定し，同年3月12日から施行します。

注記：次ページの大浴場利用規則（宿泊約款第10条関係）へ続きます。

大浴場利用規則（宿泊約款第10条関係）

当旅館の大浴場（以下「大浴場」といいます。）を快適、安全かつ衛生的にご利用いただくため、お客様には、次の事項をお守りいただくようお願い申し上げます。

第1節 ご利用者

第1条 大浴場は、ご宿泊のお客様、日帰り客室利用のお客様、日帰り入浴利用のお客様又は当旅館との契約に基づき入場を許可されたお客様に限り、ご利用いただけます。

第2条 大浴場は、安全衛生のため、スタッフが巡回点検を実施しております。

第3条 大浴場ご利用のお客様には、スタッフがお部屋番号及びお名前等を確認させていただきます場合がございます。

第4条 次の各号に該当するお客様の大浴場への入場は、固くお断りいたします。

- 一 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これに準じる反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力等」といいます。）又は反社会的勢力等と密接な関わりを有するお客様（資金その他の便益提供行為をする者を含みます。）、及びこれに準ずる者であるとスタッフが判断したお客様
- 二 危険物（グラス、瓶その他のガラス類、金属、刃物、包丁その他の刀剣類、バーナー、爆発物その他の火気類）を持ち込もうとするお客様
- 三 感染症に罹患しているお客様若しくはその疑いがあるとスタッフが判断したお客様、又は医師から入浴を禁止されているお客様
- 四 犬、猫、小動物その他のペットを連れ込もうとするお客様
- 五 入れ墨（タトゥー）が認められるお客様（ただし、当旅館所定のシールで覆うことができる場合を除きます。）
- 六 生理中のお客様、体調の悪いお客様、介助者なしでご利用になれないお客様、健康的な入浴に影響を及ぼす量を飲酒されたお客様、及び小学生以下のお子様であって一人で利用しようとするお客様
- 七 日帰り客室利用、日帰り入浴利用又はLUONTO（ルオント）をご利用の場合において、利用申込書にご記入いただけないお客様
- 八 本約款等又は利用規約等に基づきお申込みいただいた内容に虚偽の事項が含まれているお客様
- 九 過去に本約款等への違反があったことによって、ひびき野グループから会員登録の取消又は利用制限等の処分を受けているお客様
- 十 本約款等に違反し、又は違反する恐れのあるお客様
- 十一 前各号に定めるもののほか、前各号に準ずる者としてスタッフが不適當であると判断したお客様

第5条 ご気分の悪そうなお客様を見かけられた際には、スタッフにお知らせください。

第6条 小学生以下のお子様は、必ず保護者同伴の上でご利用いただきます。この場合において、保護者の方は、お子様のそばで見守っていただき、終始目を離さないようお願いします。

第7条 法令又は都道府県条例に基づき、年齢に応じて、お子様の混浴をお断りする場合がございます。

第2節 ご利用マナー

第8条 大浴場には、飲食物、洗濯物、精密機器及びアクセサリ類を持ち込まないでください。

第9条 大浴場には、貴重品を持ち込まないでください。この場合において、大浴場に貴重品を持ち込まれるときは、ご自身の責任において、その貴重品を管理してください。

第10条 ご入浴の前には、必ず、かけ湯又はシャワー等でお身体をお流してください。

第11条 浴室内では絶対に用を足すことのないよう、用便は必ずトイレにてお願いいたします。

第12条 石けん、ボディークリーム、シャンプー及びシャワーの利用は、他のお客様にかからないようご配慮の上でご利用ください。

第13条 ロッカー、洗い場若しくは入浴場所の場所取り、又は長時間のご利用等の他のお客様へのご迷惑となるようなご利用は、ご遠慮ください。

第14条 長時間にわたって放置されている荷物及び入浴用品類等は、スタッフが回収させていただく場合がございます。

第15条 備え付けの洗面器及びイス類は、ご使用後に元の位置にお戻しく下さい。

第16条 貸切サウナ施設を除き、衛生面及び風紀維持等の観点から、着衣、水着（乳がん用入浴着を除きます。）又は身体にタオルを巻いてのご入浴及び大浴場併設サウナ施設の利用は、お断りいたします。この場合において、貸切サウナ施設においては、水着を着用した上でご利用ください。

第17条 浴槽には、タオルや髪をつけないでください。

第18条 脱衣所又は浴場内における髪染めは、固くお断りいたします。

第19条 浴槽への飛び込み行為又は泳ぐ等の行為は、他のお客様のご迷惑となりますので、お控えください。

第20条 浴場から脱衣所へ移動される場合は、転倒事故等の防止のため、お身体をよく拭いてから移動してください。

第21条 大浴場内では、走ったり、又は騒音を出したりしないでください。

第22条 大浴場内で横になったり、又は仮眠をとることはおやめください。

第3節 安全衛生

第23条 火災事故発生防止及び受動喫煙被害防止のため、電子タバコ含めて、大浴場内は全面禁煙です。

第24条 大浴場内は非常に滑りやすくなっておりますので、移動の際は十分にご注意ください。

第25条 大浴場外では、水滴が落ちる程度に濡れたタオルを持ち歩かないでください。

第26条 浴槽内に、石けん、ボディークリーム、シャンプーその他入浴剤等の異物又は異臭のあるものを入れないでください。

第4節 お荷物及び鍵の管理

第27条 お荷物は、原則として施錠機能のあるロッカー内に収納した上、必ず施錠してください。この場合において、施錠機能のないロッカー等の利用によって生じたお荷物の滅失及び毀損等については、その責任の一切を負いかねます。

第28条 貴重品は、客室内の金庫若しくは鍵のかかる貴重品ロッカーに保管していただくか、又はフロントへお預けください。

第29条 ロッカーの鍵は、お客様の責任において、厳重に管理してください。

第30条 ロッカーの鍵を紛失又は破損等された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。

第5節 禁止行為

第31条 大浴場の利用にあたっては、次の各号に定める行為をしないでください。

- 一 大浴場内の安全、衛生及び快適性を阻害するような行為（過度な飲酒を含みます。）
- 二 他のお客様に不快感を与え、風紀を乱し、又は迷惑を及ぼす恐れのある行為
- 三 お客様ご自身又は他のお客様に危害を及ぼす恐れのある行為
- 四 大浴場の施設及び備品を破壊若しくは損傷し、又はその恐れのある行為
- 五 大浴場の施設及び備品の現状を無断で変更し、又はこれを通常の用途以外に使用する行為
- 六 大浴場の所定時間外に利用する行為
- 七 大浴場内での飲食、飲酒及び喫煙（電子タバコ含みます。）に係る行為
- 八 大浴場内で音声通話その他の音を発する電子機器を使用する行為
- 九 大浴場内を撮影、録画又は録音等する行為（WEBサイト及びSNS等で違法な写真、録画又は録音等をアップロードする場合を含みます。）
- 十 スタッフの指示に従わず、又はその業務の遂行を妨げる行為（スタッフに対する長時間の拘束を含みます。）
- 十一 大浴場内の施設及び備品若しくはサービスを独占し、又はこれを長時間にわたって利用する行為
- 十二 前各号に定めるもののほか、公序良俗に反する行為又は社会通念上において問題があると認められる行為等、宿泊客その他のお客様に迷惑をかける行為

第6節 当旅館の責任

第32条 当旅館は、大浴場の利用に関してお客様に何らかの損害が生じた場合であっても、当旅館の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任の一切を負いません。

第33条 大浴場を利用中の傷病、事故、盗難及び紛失等については、お客様ご自身において、十分にご注意ください。

第34条 大浴場の建造物、設備及び備品等を破損又は紛失した場合は、その損害を賠償していただく場合がございます。

第35条 前条に基づき大浴場の全部又は一部の利用が不能となった場合は、その原状回復に係る損害のほか、当旅館が定める利用料金に基づいた逸失利益をご負担していただきます。

第7節 その他の注意事項

第36条 この規則に定める事項に係る違反行為及び他のお客様の迷惑になるとスタッフが判断した行為は、その指示に従い、速やかに中止してください。

第37条 前条の指示に反する場合には、当旅館から退場していただく場合がございます。この場合においては、お支払いいただいた利用料金等の一切を返還いたしません。

第38条 この規則に定めのない事項であっても、スタッフの判断に基づき、大浴場のご利用をお断りする場合があります。

第39条 スタッフの指示にもかかわらず当旅館から退場していただけない場合は、警察等の関係機関に通報することがございます。この場合においては、お支払いいただいた利用料金等の一切を返還いたしません。

第40条 大浴場のご利用に起因する事故、お荷物の盗難又は紛失、及びお客様間のトラブル等につきましては、当旅館では、その責任の一切を負いかねます。ただし、当旅館に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第41条 大浴場内における設備又はシステムの不具合、故障その他の事由によって大浴場をご利用いただくことが困難であると判断したときは、ご利用を中止又は停止させていただきます。

第42条 お客様又は同伴者による、この規則の違反、故意若しくは過失によって大浴場内で生じた損害及び損失については、その損害等に相当する金額をお支払いいただくものとします（大浴場、設備及び備品に関する破損、汚損その他紛失等についての、購入費用、修理費用及び清掃費用等を含み、宿泊契約等に係る逸失利益を含みます。）。

第43条 不可抗力、不測の事態、運営上の必要性その他のやむを得ない事情等が生じた場合は、大浴場をご利用いただけない場合がございます。

第44条 違反行為又は疑わしい行為によってスタッフが退場を判断した場合において、そのお客様の荷物等が当旅館に留置されている場合には、当旅館の判断でその持ち物の確認又は身分証の確認等を行うことがあります。この場合におい

て、当旅館が必要と判断したときは、警察等の関係機関に通報することがございます。

第45条 この規則は、当旅館が必要と認めたときは、事前の通知なく変更することがございます。

第46条 この規則に定めのない事項につきましては、宿泊約款に準じます。

第47条 この規則に定める内容と宿泊約款に定める内容とが矛盾抵触するときは、宿泊約款の定めを優先して適用します。

附 則

第1条 この規則は、令和7年2月25日に制定し、同年3月12日から施行します。

注記：次ページの預り品取扱規則（宿泊約款第10条及び第15条関係）へ続きます。

預り品取扱規則（宿泊約款第10条及び第15条関係）

（適用）

第1条 当旅館は、当旅館の宿泊客に限り、この規則並びに宿泊約款第10条及び第15条の規定の定めるところにより、宿泊客の物品及び手荷物等をお預りします。

（お預り期間）

第2条 お預り期間は、当旅館がお預り品を受領した日から、お受取りご指定日までとします。

2 お預りの限度期間は、チェックイン予定日の前日からチェックアウト予定日の翌日までであって、かつ当旅館がお預り品を受領した日から30日以内に限りません。

3 お受取り日のご指定がない場合のお預り期間は、チェックアウト予定日の翌日までであって、かつ当旅館がお預り品を受領した日から30日以内に限りません。

（お預り品）

第3条 現金、宝石、貴重品、毛皮製品、危険物、動植物、腐敗又は破損しやすいもの、虫害を受けやすい羊毛その他の預り保管に危険又は負担を要するものについては、お預かりをお断りします。ただし、宿泊約款の規定に基づいて現金等の寄託を受ける場合は、この限りではありません。

（お受取り人）

第4条 お預り品のお受取り人は、お預けのご依頼人又は当該ご依頼人のお受取り人として指定された第三者に限るものとします。

（お受取り人の確認）

第5条 お受取り人又は前条の第三者は、お預り品のお受取りを請求なされるときは、スタッフにお預り証をご提示ください。

2 前条の第三者の場合は、お預り証のご提示は不要です。この場合においては、運転免許証の呈示、マイナンバーカードの呈示その他の正当なお受取り人であることを示す公的証明書類の呈示（その複写の保存を含みます。）を求めることがあります。

3 スタッフは、相応の注意をもってお受取り人の同一性を確認し、お預り品をお返しします。この場合において、当旅館は、お預かり品に関して、その責任の一切を免れるものとします。

（損害の賠償）

第6条 不可抗力によるお預り品の紛失、毀損、変質その他の損害については、当旅館は、その責任の一切を負いません。

2 お預り品の毀損、変質その他ご依頼人の責めに帰すべき事由によって当旅館又は第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

(お預り品処分)

第7条 お預り期間が終了した日から起算して7日以内にお預り品のお受取りがない場合は、当旅館は、お預り品を通常の管理に移行し、一般に適当と認められる方法によって処分することができるものとします。この場合において、当旅館が必要と認めるときは、当該お預り品を廃棄することができるものとします。

2 前項の処分に要する費用は、ご依頼人の負担とします。この場合において、その処分によって得られた金員は、処分の費用に充当するものとします。

(緊急措置)

第8条 当旅館は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、お預り品に関して、緊急処分その他の臨機の措置をとることができるものとします。

- 一 司法機関の要求によって、お預り品の開示等を求められるとき。
- 二 火災、お預り品の異変、その他の緊急を要すると認められるとき。

(客室金庫の利用等)

第9条 客室の備え付けられた金庫の利用に関しては、宿泊約款第17条の定めるところによります。

第10条 この規則は、当旅館が必要と認めたときは、事前の通知なく変更することがございます。

第11条 この規則に定めのない事項につきましては、宿泊約款に準じます。

第12条 この規則に定める内容と宿泊約款に定める内容とが矛盾抵触するときは、宿泊約款の定めを優先して適用します。

附 則

第1条 この規則は、令和7年2月25日に制定し、同年3月12日から施行します。

以下余白